

社会保険の種類

社会保険は、病気、死亡などの不測の事故や老後の生活にそなえて、働く人たちが収入に応じて保険料を出し合い、これに事業主も負担して、いざというときに医療や介護、年金・一時金の給付を行い、生活の安定をはかるという目的でつくられた社会的制度です。

社会保険という場合、その主な種類は次のとおりです。

	制度	被保険者	保険者	給付事由
医療保険	健康保険	健康保険の適用事業所で働く人（民間会社の勤労者）	全国健康保険協会 ^{※1} 、健康保険組合	業務外の病気・けが、出産、死亡
	法第3条第2項被保険者	健康保険の適用事業所や失業対策事業、公共事業を行う事業所で働く法第3条第8項労働者	全国健康保険協会 ^{※1}	
	船員保険（疾病部門）	船員として船舶所有者に使用される人	全国健康保険協会 ^{※1}	病気・けが、出産、死亡
	各共済組合等（短期給付）	国家公務員、地方公務員、私学の教職員	各共済組合等	
	国民健康保険 ^{※2}	健康保険・船員保険・共済組合などに加入している勤労者以外の一般住民	都道府県・市(区)町村、国民健康保険組合	
高齢者医療	後期高齢者医療	75歳以上の高齢者（ねたきりの人は65歳以上）	後期高齢者医療広域連合（窓口は市(区)町村）	病気・けがなど

※1 加入や保険料徴収などの事務は年金事務所が行います。

※2 退職者医療制度は平成27年3月で廃止されています。平成30年4月から、市(区)町村の国民健康保険は都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担っています。市(区)町村は引き続き、資格管理、保険給付、保険料率の決定・徴収、保健事業等の事業を行っています。

	制度	被保険者	保険者	給付事由
介護保険	介護保険	①65歳以上の住民（第1号被保険者） ②40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）	市(区)町村	要介護・要支援
年金保険	厚生年金保険	被用者年金一元化（平成27年10月）により以下の4種別 ①厚生年金保険の適用事業所で働く民間会社の勤労者（第1号厚生年金被保険者） ^{※3} ②国家公務員（第2号厚生年金被保険者）、③地方公務員（第3号厚生年金被保険者）、④私学の教職員（第4号厚生年金被保険者）	政府（日本年金機構・各共済組合等が運営）	老齢、障害、死亡
	国民年金	①一般地域住民（第1号被保険者）②被用者年金の被保険者（第2号被保険者）とその被扶養配偶者（第3号被保険者）	政府（日本年金機構が運営）	
労働保険	労災保険	原則としてすべての事業が適用をうけ、そこに働くすべての労働者が給付の対象（船員保険の職務上疾病・年金部門は、平成22年1月から労災保険に統合）	政府（厚生労働省）	業務上・通勤途上の病気・けが、障害、死亡
	雇用保険	原則としてすべての事業が適用をうけ、その従業員が被保険者となる（船員保険の失業部門等は、平成22年1月から雇用保険に統合）		失業、高齢者の賃金低下、育児休業、介護休業

※3 船員保険の職務外年金部門（昭和61年4月）、J R・J T・N T Tの各共済組合の長期給付事業（平成9年4月）、農林共済組合（14年4月）を含みます。

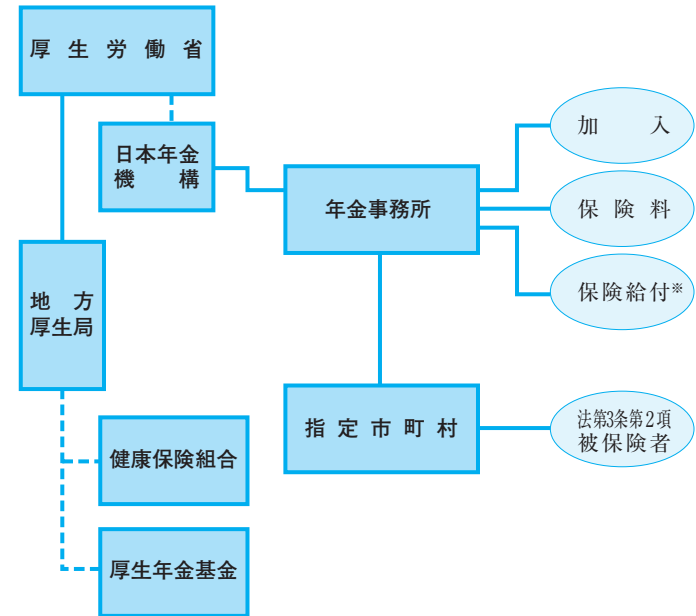
<p style="text-align: center;">社会保険 の特色</p>	<p>1 勤労者の相互扶助を目的</p> <p>働く人が自分と家族の健康や生活を守ることは自身の責任です。同時に勤労者どうしの相互扶助も欠かせません。</p> <p>健康保険や厚生年金保険などの社会保険は、この相互扶助の精神を、社会的に制度化したものです。</p>
<p>2 勤労者の福祉をはかる</p> <p>社会保険は、企業内福祉のワケをこえて、大多数の企業に強制適用されており、事業主は、従業員とともに保険料を負担し、その納付・加入手続などの義務を負っています。</p>	<p>3 国が責任をもって運営</p> <p>国民の生活を保護し、福祉をはかるために、国は法律で社会保険制度をつくり、保険者となって、費用の一部を負担し責任をもって運営しています。</p> <p>健康保険組合・厚生年金基金など公法人の運営も、国が最終的な責任を負っています。</p>
<p>4 法律で加入義務</p> <p>社会保険は、民間の保険とちがいで、勤労者個人や事業主が自由に契約し、好きなきに加入するものではなく、法律で加入を義務づけられており、その意志に関係なく、事業所単位で加入しなければなりません。</p>	<p>5 所得に応じて負担、必要に応じて給付する</p> <p>社会保険は、民間の生命保険・損害保険などと異なり、所得に応じて保険料を負担し、必要に応じて給付をうけるのが原則です。</p>

1 保険者

●健康保険の保険者は全国健康保険協会および健康保険組合、厚生年金保険の保険者は政府（厚生労働省）および厚生年金基金です。

なお、厚生年金保険の一連の業務運営は日本年金機構に委任・委託されています。日本年金機構には、本部（東京）と年金事務所（312か所）があり、加入・保険料・保険給付などの現業事務は年金事務所および全国健康保険協会都道府県支部が窓口になって行っています。

なお、健康保険組合、厚生年金基金の運営は、国が地方厚生局を通じて指導・監督しています。



※ 健康保険の給付に関する事務は、全国健康保険協会都道府県支部が行っています。

■全国健康保険協会

全国健康保険協会が平成20年10月1日に設立され、従来の政府管掌健康保険は、新たな全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」といいます）として、協会が保険者となって運営されています。

これにより、傷病手当金等の健康保険の給付や任意継続被保険者に関する申請の受付や相談は、協会けんぽの都道府県支部が行っています。地域の実情をふまえ、効率的・効果的にサービスを提供しています。

ただし、健康保険の加入や保険料の納付手続は、勤めている会社（事業所）を通じて年金事務所で行うことになっています。

■日本年金機構

平成22年1月に日本年金機構が設立され、国（厚生労働大臣）から委託・委任をうけ、厚生年金保険など公的年金にかかる一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担うことになりました。これにより、社会保険庁は廃止され、従来の社会保険事務所は「年金事務所」と名称を変えましたが、業務の基本的な流れが大きく変更されることはありません。

<日本年金機構の位置づけ>

国が財政や管理運営責任を担いつつ、一連の運営業務は機構に委任・委託されています。

国（厚生労働省）の権限を委任された業務（健康保険・厚生年金保険の資格の得喪の確認、届出・申請の受付など）については、日本年金機構の名で機構が実施し、国から事務の委託を受けた業務（年金の裁定、給付など）については、国（厚生労働大臣）の名で機構が実施することになっています。

<日本年金機構の組織>

本部（東京）と年金事務所（312か所）がおかれています。なお、機構の設立当初は、年金事務所は旧社会保険事務所庁舎をそのまま利用し、所在地・連絡先の変更は行われていません。

<届出・手続等>

旧社会保険事務所で行っていた厚生年金保険の適用・徴収、給付等の手続のほか、健康保険（協会けんぽ）の加入・保険料の納付等の手続も年金事務所で行っています。このため、新しく社員を採用したときの「被保険者資格取得届」など、厚生年金保険と健康保険を兼ねた届書・申請書・通知書などの様式も基本的に従来どおりです。

届出・申請書等の提出先については、年金事務所のほか、必要に応じて健康保険組合または厚生年金基金となります。ただし、年金事務所に提出する届出・申請書については、都道府県で定める事務センターに郵送することも可能になっています（年金事務所でもうけつけます）ので、管轄の年金事務所等から送付される「お知らせ」などをよく読んで、提出先を確認することが大切です。

●主な申請書・届出書の提出先

健康保険の給付や任意継続等に関する手続	健康保険・厚生年金保険への加入や保険料の納付等に関する手続
<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険給付関係（療養費、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、高額療養費等の申請書） ○任意継続被保険者関係（任意継続被保険者資格取得申出書、任意継続被保険者住所変更届等） ○被保険者証関係（健康保険被保険者証減失・き損再交付申請書） ※被保険者証の発行は日本年金機構から情報提供をうけて協会が行います。 ○保健事業関係（生活習慣病予防健診の申込書、特定健康診査受診券の申込書等） ○貸付事業関係（高額医療費貸付・出産費貸付の申込書） 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所関係（新規適用届、適用事業所所在地・名称変更届等） ○被保険者資格関係（被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、健康保険被扶養者（異動）届、被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者報酬月額変更届、被保険者賞与支払届等） ○事業所の保険料納付関係（保険料口座振替納付（変更）申出書等）



■健康保険組合

おもに中小企業を対象とした、協会けんぽのほかに、健康保険組合という制度があります。

健康保険組合は、単独で常時おおむね700人以上、同じ業種の会社または業種が違ってても一定地域の会社が集まって常時おおむね3,000人以上の従業員がいる場合に、厚生労働大臣の認可を得れば設立できます。

この組合管掌健康保険は、①保険料率や保険料の負担割合を法律の範囲内で自主的に決められる、②一部負担金の還元や家族療養費、手当金などの付加給付を行える、③疾病予防・健康増進を図るための独自の保健福祉事業を行えるなど、政府に代わって独自の立場で健康保険の事業を運営できます。なお、平成13年1月から財政窮迫組合に対する指定制度が設けられ、指定をうけた組合は、健全化計画の策定と計画に沿った事業運営が求められます。

<地域型健康保険組合の創設>

平成18年10月から、同じ都道府県の中で企業・業種を超えた地域型健康保険組合を設立し、その後5年間は不均一な保険料率を設定することができるようになりました。地域型健保組合は、上記の指定健保組合や小規模組合など事業運営基盤の安定が必要な健保組合を含む合併により設立されることが要件とされています。

■厚生年金基金

政府管掌の厚生年金保険のほかに厚生年金基金という制度があります。

厚生年金基金は、単独の事業所で常時1,000人以上、同一資本系列の企業で常時1,000人以上、同じ業種の会社または業種が違ってても一定地域の会社が集まって5,000人以上の従業員がいる場合に、厚生労働大臣の認可を得れば設立できるもので、民間の企業年金と政府が管掌する厚生年金保険の老齢年金給付との調整をはかるため、厚生年金保険の老齢年金給付のうち報酬に比例する部分の年金給付を政府に代わって行います。

なお、厚生年金基金は新たな設立を認めず、他の企業年金制度への移行を促進するための特例的な解散制度が導入されています。

2 被保険者の資格取得

1 適用事業所

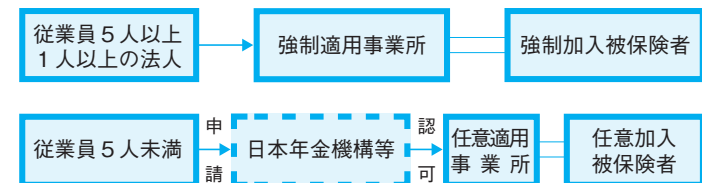
●健康保険・厚生年金保険は、民間の事業所に勤めている勤労者を対象としており、これへの加入やその手続・保険料の納入などは、事業所単位で、事業主の責任で行われます。

1. 適用事業所

常時5人以上の従業員が働いている会社、工場、商店、事務所などの事業所と5人未満であってもすべての法人事業所は、法律によって、事業主や従業員の意志に関係なく、健康保険・厚生年金保険に加入しなければならないことになっています。このような事業所を強制適用事業所、その従業員を強制加入被保険者といいます。なお、5人未満の個人事業所と、5人以上であってもサービス業の一部や農業・漁業などの個人事業所は強制適用の扱いをうけません。

2. 任意適用事業所

従業員が5人未満の個人事業所等でも、一定の手続をして日本年金機構等の認可をうければ健康保険・厚生年金保険の適用を受けることができます。このような事業所を任意適用事業所といい、その従業員は任意加入の被保険者となります。



■事業所とは

ここで、事業所というのは、工場、商店、事務所など事業が行われる一定の場所をいいます。たとえば、ある会社の本社と工場がはなれて設置されている場合は、それぞれ別の事業所として扱われます。しかし、小規模の出張所のように事業上独立性がないものは、独立の事業所とはしません。

また、同じ敷地内に事務室と工場がわかれているような場合は、一つの事業所となりますが、同じ敷地内でも、関連のないちがった事業が並行して行われている場合は、それぞれ別の事業所として扱うことになります。

ある事業所を独立したものとして扱うかどうかは、そこで働いている人の身分関係、指揮・監督、報酬の支払いなどがそこで扱われているかどうかなどによって違ってきます。

■適用事業所の一括扱い（厚生年金保険）

同じ会社でも、本社と工場がはなれて設置されている場合は、それぞれ別の事業所として扱われますが、人事・給与の管理を本社が一括して行う会社では二重の手数がかかるなどの不合理な面もあります。

このため、厚生年金保険においては二つ以上の事業所の事業主が同一であって、一定の条件を満たす場合には、厚生労働大臣の承認をうければ、一括して一つの適用事業所とすることができます。

〔健康保険の一括適用〕

平成14年10月から、健康保険でも要件を満たせば一括適用の承認をうけることができるようになってきました。健康保険組合については、次のように入括適用の承認の基準が定められています。

- (1) 管理する事業所において、承認申請にかかる適用事業所に使用されるすべての者の人事・労務および給与に関する事務が、電子計算組織等により集中的に管理されており、これらの者に係る健康保険の適用事業所の事業主が行うべき事務が、所定の期間内に適正に行われること
 - (2) 一括適用の承認によって健康保険事業の運営が著しく阻害されないこと等
- また、政府管掌健康保険（現協会けんぽ）でも平成16年4月から一括適

用の承認申請が可能となっています。協会けんぽの場合、前記(1)(2)に加えて(3)被保険者の資格取得等の届出を磁気媒体または電子申請により行うことが可能であることが一括適用の基準となっています。

一括適用をうけようとする事業主は、事業所の名称や被保険者数などを記載した承認申請書を年金事務所・健保組合に提出します。

■社長1人でも強制適用

5人未満の法人事業所については、昭和61年4月から適用拡大が進められてきましたが、昭和63年4月から従業員が2人以下の法人事業所が新たに強制適用とされ、社長1人（1人法人）でも加入することになります。

■船舶も厚生年金保険の適用事業所に

船員保険は、職務外疾病部門と船員の特性に応じた独自給付を行う制度（平成22年1月から、職務上疾病・年金部門は労災保険に、失業部門等は雇用保険に統合（517頁参照））で、5トン以上の船舶、30トン以上の漁船に乗り組む船員が加入します。昭和61年4月から、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合され、上記の船舶は厚生年金保険の適用事業所とされ、そこに乗り組む船員は厚生年金保険の被保険者となっています。

■任意適用をうけるとき

任意適用をうける場合には、その事業所の従業員の半数以上の同意を得なければなりません。半数以上の希望があれば加入を希望しない者もふくめて適用をうけることになっています。つまり、加入する以上、事業所単位で一括加入するわけです。

なお、任意適用の認可にあたっては、その事業所について、①従業員の使用関係が明らかで、安定しているかどうか、②経理状態がよく、保険料滞納のおそれが少ないかどうかが考慮されます。

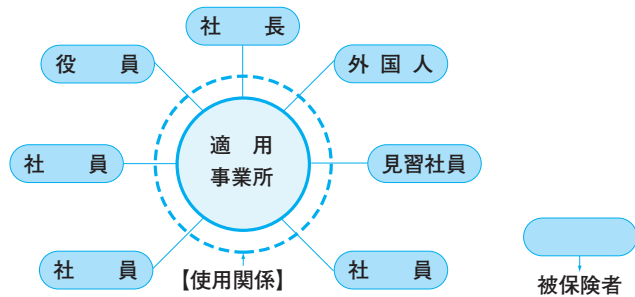
〔脱退〕

健康保険、厚生年金保険の強制適用をうけている事業所の場合は当然、脱退することはできません。しかし、任意適用事業所の場合は、被保険者全員の4分の3以上が希望すれば、ひき続いて加入していたい者もふくめて脱退できることになっています。

2 被保険者となる人

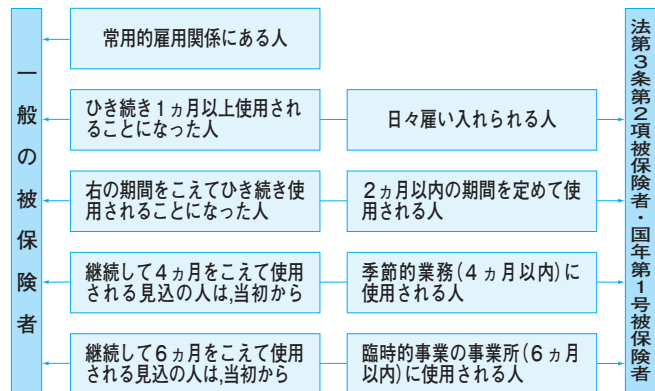
1. 適用事業所に使用される人が被保険者

健康保険や厚生年金保険では、国籍、性別、報酬の多少などに関係なく、適用事業所に使用される人が一括して被保険者になります。



2. 適用が除外される人

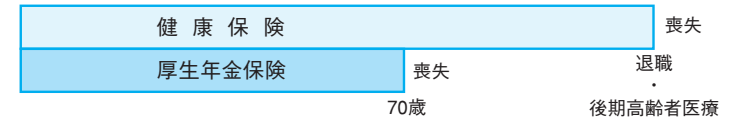
適用事業所に働いている人でも、次の右欄に該当する人は被保険者の対象から除かれ、健康保険では法第3条第2項被保険者に、年金制度では国民年金の第1号被保険者(108頁参照)になります。



3. 厚生年金保険の被保険者とその種類

〈厚生年金保険は70歳(平成14年3月までは65歳)になるまで〉

適用事業所に使用される人であっても、70歳になると被保険者の資格を喪失します。ただし、70歳になっても老齢基礎年金等の資格期間を満たしていない人は、満たすまでの間は任意加入することができます(高齢任意加入被保険者)。



厚生年金保険においては、歴史的な経緯等から、被保険者の性別や職業などによって、保険料の負担や年金をうける資格期間に差が残っているため、被保険者を次の4種類に分けることがあります。

- 第1種被保険者——男子の被保険者(第3種・第4種以外の人)
- 第2種被保険者——女子の被保険者(第3種・第4種以外の人)
- 第3種被保険者——坑内員と船員(医療は船員保険)の被保険者
- 第4種被保険者——任意継続被保険者

※以上の他に船員任意継続被保険者(旧船員保険の任意継続被保険者であった人)があります。

※JR・JT・NTTの各共済組合の組合員であった人は平成9年4月に、農林共済組合の組合員であった人は14年4月に、第1種・第2種被保険者として新規に適用となっています(JR・JTについて一般と異なる保険料率が設定されていましたが、平成21年9月以降は同率です)。

〈被用者年金一元化(平成27年10月)にともなう被保険者の種別〉

厚生年金保険の被保険者は以下の4種別となり、被保険者期間は種別ごとに計算され、資格得喪の規定も種別ごとに適用されます。

- 第1号厚生年金被保険者(一元化前からの厚生年金保険被保険者)
- 第2号厚生年金被保険者(国家公務員共済組合の組合員)
- 第3号厚生年金被保険者(地方公務員共済組合の組合員)
- 第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員共済制度の加入者)